

会議名	山陽受信跡地へのレーダー配置についての説明会報告書	
日時	平成29年11月21日（火）19時から	
場所	埴生公民館	
出席者	市民 39名 報道機関 12社（16名） 防衛省 7名 中国四国防衛局企画部長 同局 地方協力確保室長 防衛政策局戦略企画課 ほか4名	山陽小野田市 5名 総務課長 同 危機管理室長 同 主任 同 室員 同 室員
<p><次第> 別紙のとおり。</p>		

<p><会議内容></p> <p>1. 市による説明会の開催趣旨説明 山陽小野田市総務課長が説明を行った。 (概要) 本日の説明会は、山陽受信所跡地へのレーダー配置について、その建造目的や今後のスケジュールを事前に説明することで、地域住民が抱える不安感を除くために開催した。先ず、防衛省職員が本件について説明し、その後、参加者及び報道機関からの質疑応答の時間を設ける。</p> <p>2. 出席者紹介 山陽小野田市及び防衛省職員が所属と氏名を述べた。</p> <p>3. 防衛省からの説明 企画部長が資料に沿って説明を行った。 (概要) 宇宙状況監視（SSA）は国の重要施策であるため、円滑な実施に協力をいただきたい。 埴生に建設する予定のレーダー施設（以下「本施設」という。）は、日本の人工衛星及びその周辺を常時継続的に監視し、人工衛星への宇宙ゴミ等の衝突を事前に察知するためのものである。宇宙ゴミ等を監視するための施設であるため、宇宙ゴミ等を破壊できる機能を持つものではない。 埴生の山陽受信所跡地は、日本が保有する全ての静止衛星を監視するために最も適した場所であり、且つ国が定める電波防護指針の要件を全て満たす</p>
--

ため本施設の設置場所として選定された。

本施設は、電波法及び関係法令等を遵守し、健康及び環境への被害並びに生活環境への影響が無いよう慎重に進めていくので御理解と御協力をお願いする。

4. 住民からの質疑応答

参加者からは、以下のような質問があり、防衛省職員が回答した。

Q 1 SSAは、文部科学省において実施する事業であると認識しているが、なぜ本施設建設は防衛省が行うのか。

A 1 宇宙空間の利用は、安全保障の基盤として死活的な問題であるが、宇宙ゴミや対衛星兵器によって、その安定的利用は重大な危機にある。また、静止軌道上では自衛隊の活動にとって重要な衛星が活動しており、この機能喪失の危険性は防衛省にとって看過できない問題であるためである。

Q 2 説明資料中に「米軍との連携」とあるがどのような意味か。

A 2 米軍が持つSSA技術は世界有数のものである。そのため、我が国でもSSA整備の後には、米軍と十分な情報共有を行う必要がある。情報共有という意味での連携である。

Q 3 本施設は、衛星攻撃ミサイルを監視しているのではないか。

A 3 資料中には、一般的な宇宙空間の脅威の例として衛星攻撃ミサイルについて言及している。本施設は、宇宙ゴミ監視のための施設であり、特定の衛星攻撃ミサイルを監視するためのものではない。

Q 4 米軍との情報提供には、「イージスアショア」との連携も含まれるのか。

A 4 本施設は、宇宙ゴミ等を監視するためのものであり、「イージスアショア」と関連するものではない。

Q 5 本施設は、電波を上空に照射するが、その環境への影響はどのように考えているか。

A 5 その点については、電波防護指針に則り、今後、総務省と十分に協議

を行い、最終的に環境への影響が無いものを設計する。

Q 6 本施設の人員配置はどのようになっているか。

A 6 本施設の運用体制については、整備等のために最小限の人員を配置することを予定している。

Q 7 山陽受信所跡地付近に住んでいるため不安がある。

A 7 レーダー施設の設置や運用については、電波法等に安全性の基準が規定されている。これらの基準を遵守し、また、総務省等とも十分に協議しながら周辺住民に健康被害が出ないよう事業を行う。加えて、本施設は、ハザードエリア（電波による人体への影響が懸念される範囲）の周りに十分な敷地面積を確保しており、外柵より外側では人体への影響がないよう設計している。

Q 8 本施設が軍事目的に転用されることは絶対ないか。

A 8 本施設は、宇宙ゴミの軌道情報を取得するものであり、宇宙空間の安定的使用を目的とする。

Q 9 なぜ本施設は、自衛隊が運用するのか。

A 9 自衛隊は日本の静止衛星からの情報を利用した部隊運用を行っており、SSAにより宇宙空間の安全を確保することは、自衛隊にとってもメリットがあるためである。実際には航空自衛隊が運用する。

Q 10 過去、自衛隊基地建設の際に放火事件があったため、本施設を工事する際には対策をお願いしたい。

A 10 工事中の事件及び事故が無いよう十分注意する。

Q 11 電波を上空に照射するとのことだが、飛行中の航空機等に影響は無いのか。

A 11 今後、総務省及び国交省等と協議し、運用要領を定めることになるが、その中で航空機等に電波を当てることのないよう十分に調整する。

Q 12 配布チラシ中の「不審な衛星」とは何を指すのか。特定の報道機関が本施設を中国の兵器対策を目的とした施設と報道したことから、「不審な衛星」とは中国の衛星破壊兵器を指すと推測するがその理解で正し

いか。

A 1 2 本施設は、宇宙ゴミや不審な動きをする物体を探知・追跡するためのものであるが、特定の国を念頭において運用するものではない。また、不審な動きをする物体には衛星も含まれるが、これを破壊するものでもない。

Q 1 3 本施設について、安全性を確保するという説明があったが、過去に例がないものについて安全性が確保出来るとは思えない。他国からの攻撃の可能性など様々な危険性が考えられるが、防衛省が考える安全性とはどの程度の安全性か。

A 1 3 宇宙ゴミ監視のためのレーダー設置は、防衛省としては初めてのことであるが、JAXA等が類似施設の設置を行っている。また、電波防護指針等を遵守することで人体への影響が無いよう行う。

Q 1 4 万が一、人体等への影響が出た場合はどのように対応するのか。

A 1 4 本施設の設置によって被害を被った場合には、防衛省が関係法令に則って責任をもって補償する。しかし、そのようにならないよう設計段階から安全性に配慮する。

Q 1 5 宇宙基本計画を行ううえで、市立山口東京理科大学と何らか連携を行う予定はあるか。

A 1 5 今のところ、山口東京理科大学との連携計画はない。しかし、SSAの研究等の裾野が広がれば連携等もあり得る。

Q 1 6 本施設建設の工程等を市民に公開してもらえるのか。また、施設内の見学は可能か。

A 1 6 本施設建設の工程については、内閣府のホームページで公開されている。また、市民に対しては、保全上公開が許される範囲で見学等が出来るようにしたいと考えている。

Q 1 7 本施設からの電波等が人体に与える影響についてどの程度の所見があるか。また、補償が必要となった際に、その立証責任を被害者に課すことなく防衛省が公正に判断できるのか。

- A 1 7 総務省の電波防護指針に則り設計を進めるが、施設が完成した後に人体に何らかの影響があった場合には対応を行う。例えば、周辺電波の強弱を計測し、電波を遮断するフェンスの設置など必要な処置を行う。
- Q 1 8 本施設の設置目的について、山陽小野田市議会に対しては、平和目的としか説明しておらず、不審な宇宙衛星に対する対応の説明が無かったのはなぜか。
- A 1 8 山陽小野田市議会への報告資料中で、防衛省が本施設設置を主導する理由として、対衛星兵器等により宇宙空間の安定的利用が脅威にさらされている事について説明した。
- Q 1 9 本施設についての説明は今回で終了するのか。それとも、設置の進捗にあわせて随時行われるのか。
- A 1 9 今後とも必要に応じて丁寧に説明する。
- Q 2 0 本施設を設置し、住民に不安を与えることへの補償として、交付金等の支給はあるのか。
- A 2 0 本施設は、特定防衛施設に該当しないため、現在のところ交付金等は支給できない。しかし、実際に工事を行い、あるいは運用していく中で生活環境に支障が生じた場合には、環境整備法に基づき交付金の支給もあり得る。
- Q 2 1 本施設が他国から狙われる可能性をどのように考えているか。
- A 2 1 本施設は、宇宙ゴミ監視のための施設であり、他国へいかなる軍事的脅威を与える施設ではため、他国からの攻撃目標となる可能性は極めて低いと考えている。
- Q 2 2 周辺地域の住民やまたその生活・事業活動に支障があると考えられる。何か補償等はないだろうか。
- A 2 2 施設の設置に伴って何か障害が発生した場合に環境整備法に基づき対応する以外に該当するものがない。
- Q 2 3 一般的に、レーダー施設は山頂のような高い場所に設置されると認識しているが、本施設が埴生のような低い場所に設置されるのはなぜか。

A 2 3 レーダー施設を設置するために適した場所は、そのレーダーの目的によって異なる。本施設は、上空に向けて電波を照射する性質のレーダーであるため、上空に電波を遮るものが無ければ良い。したがって、本施設は、山頂のように高い場所に設置する必要はない。

Q 2 4 自宅がハザードエリアに近い場合、電波障害がないか不安である。

A 2 4 外柵はすべてハザードエリアの外側に設けているため、外柵より外側は人体に影響はないように設計している。また、レーダー施設周辺には、電磁波を遮断するフェンスの設置も予定しており、電波障害等にも配慮して設計する。

Q 2 5 本施設の設置について、市は承認しているのか。

A 2 5 本施設は、宇宙ゴミ等を監視するための施設であるため、市はその設置の是非について意見を述べる立場にない。

Q 2 6 本施設の設置について、埴生地区を最適とする根拠を教えてください。

A 2 6 説明資料P 3に記載のとおりである。

5. 説明会終了

6. 報道機関に対する取材対応

報道機関の質問は、その大半が住民からの質問と同じであった。

以下には新たな内容のもののみ記載する。

Q 2 7 この説明会は市が開催したのか。防衛省は市に招かれたという認識でよいか。

A 2 7 地域住民の不安を除くために市が開催した。そのとおりである。

Q 2 8 説明会の感想を教えてください。

A 2 8 住民の電波に対する懸念が強いことを改めて認識した。関係法令に基づき、住民の健康や生活に支障がないよう配慮する。今後は、要望もふまえて、理解してもらえよう丁寧に対応していきたい。

以上